算式Ⅳ

J＝［｛68.03×（r－q）／q×（1／4）＋0.63｝＋｛4.84×（t－s）／s×（1／4）－0.78｝］×（1／2）

（r－q）／q×（1／4）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛68.03×（r－q）／q×（1／4）＋0.63｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（t－s）／s×（1／4）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛4.84×（t－s）／s×（1／4）－0.78｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

［略］

r　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成27年及び平成28年における年間の延べ宿泊者数（外国人延べ宿泊者数を除く。）を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

t　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成27年及び平成28年における年間の外国人延べ宿泊者数を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

O　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅸ

O＝100.25×｛（ad－ac）／ac｝×（1／2）＋0.19

｛（ad－ac）／ac｝×（1／2）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

aa　平成29年5月に内閣府が公表した平成22年度から平成24年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ab　平成29年5月に内閣府が公表した平成24年度から平成26年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

算式Ⅳ

J＝［｛48.48×（r－q）／q×（1／3）＋0.57｝＋｛5.42×（t－s）／s×（1／3）－0.99｝］×（1／2）

（r－q）／q×（1／3）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛48.48×（r－q）／q×（1／3）＋0.57｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（t－s）／s×（1／3）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛5.42×（t－s）／s×（1／3）－0.99｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

［同左］

r　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成26年及び平成27年における年間の延べ宿泊者数（外国人延べ宿泊者数を除く。）を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

t　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成26年及び平成27年における年間の外国人延べ宿泊者数を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

O　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅸ

O＝107.53×｛（ad－ac）／ac｝－0.08

｛（ad－ac）／ac｝に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

aa　平成28年6月に内閣府が公表した平成22年度から平成24年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ab　平成28年6月に内閣府が公表した平成23年度から平成25年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］